

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

那賀町は、平成17年3月に鷲敷町、相生町、上那賀町、木沢村及び木頭村が合併し誕生した。淡路島、琵琶湖とほぼ同じ、約695km²にも及ぶ広大な面積を有する一方、近年の人口は、平成27年国勢調査で8,402人。人口規模は小さい。加えて、平成22年の同調査に比して900人超が減少。減少率が9.8%に上るなど、著しい減少傾向がみられる。

高齢化率についても、平成27年国勢調査で46.9%。平成22年の同調査から4.5%も上昇しており、加速度的に少子高齢化が進んでいる。

産業においても、かつては、林業を中心に活況を呈したが、木材需要の落ち込みと輸入木材の流入に伴い急速に縮小。代わって公共事業に依拠した建設業が主役となった。現在では、公共事業も縮小傾向が続いており、町内の産業は停滞している。

農業、製造業、観光業も町内主要産業の1つであるが、農業、製造業は、輸入食材・輸入製品の流入。観光業は、他地域との競争により苦戦を強いられている。

その状況は、データからも明らかであり、平成28年経済センサスにおける事業所数は471。これは、平成24年の同調査に比べて11.5%もの減少となっている。

このような中、那賀町商工会を中心に、経営改善対策利子補給事業、地域後継者育成事業など、地域のニーズに応じた様々な取り組みを行ってきた。

平成27年度には、創業支援事業計画を策定。既存のネットワークを活用した「創業者支援ネットワーク」を組織し、創業支援に取り組んでいる。

しかし、産業の縮小傾向に歯止めをかけるには至らず、引き続き、町内中小企業の抜本的な生産性向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者の“引き継ぎたい”という意欲をかきたてるような取り組みを支援していくことが求められている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、県南地域の産業において、存在感を示していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

那賀町の産業は、建設業、農林業、製造業、観光業といった事業を中心に、多様な業種が雇用を支えている。

そのため、幅広い分野で事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

那賀町の産業は、鷺敷・相生地区を中心としながらも、町内全域に点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、那賀町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

那賀町の産業は、建設業、農林業、製造業、観光業といった事業を中心に多岐に渡ることから、本計画における対象業種はすべての業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。